

| 岡山県公報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                | 発行<br>岡山県                                                                                               |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 目次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                | 担当課（室）                                                                                                  |                                                                                       |
| 【告示】<br>○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新<br>○ 知事指定薬物の指定の失効<br>○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定<br>○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新<br>○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更<br>○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退<br>○ 保安林の解除予定<br>○ 令和四年度における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表<br>○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧<br>○ 道路の区域変更<br>【公告】<br>○ 県営土地改良事業の換地処分 | 健康推進課<br>医薬安全課<br>障害福祉課<br>〃<br>〃<br>〃<br>〃<br>治山課<br>〃<br>水産課<br>道路整備課<br>耕地課 | 土地改良事業換地処分の届出（市町村）<br>林業種苗生産事業者講習会の開催<br>都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止<br>開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了<br>〃<br>〃<br>〃 |                                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                |                                                                                                         | 担当課（室）<br>〃<br>治山課<br>都市計画課<br>建築指導課<br>〃<br>〃                                        |

◎岡山県告示第三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

とよくに薬局

美作市豊国原三〇七―一

令和四年一月一日

◎岡山県告示第三十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 一―ハ―「一―（四―ブロモフェニル）エチル」ペリジン―四―イル―一・三―ジヒドロ―二H―ベンゾ「d」イミダゾール―二―オン（通称名B r o r p h i n e）及びその塩類

2 五―（シクロヘキシルメチル）―二―（二―フェニルプロパン―二―イル）―二・五―ジヒドロ―一H―ピリド「四・三―b」インドール―一―オン（通称名C U M Y L―C H―M E G A C L O N E、C U M Y L―C H M E G A C L O N E、C H M―S G T―一五―）及びその塩類

3 メチル―二―「七―アザ―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート（通称名五F―M D M B―P 七 A I C A）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和四年一月二十九日

◎岡山県告示第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

マスクット薬局久米南店

久米郡久米南町神目中七九四―七

調剤

令和四年二月一日

◎岡山県告示第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年二月一日

指定を更新した医療機関

名称

金光薬局長船店

所在地

瀬戸内市長船町服部五二一

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原木 隆 太

更新年月日

令和四年二月一日

◎岡山県告示第四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和四年二月一日

指定に係る事項を変更した医療機関

| 名称     | 変更事項     | 変更前          | 変更後           | 変更年月日     |
|--------|----------|--------------|---------------|-----------|
| ほくぼう薬局 | 医療機関の所在地 | 真庭市上水田三八二四―一 | 真庭市下中津井七七三―一  | 令和四年一月十一日 |
| 片上薬局   | 医療機関の名称  | 片上薬局         | さくら薬局市立備前病院前店 | 令和四年一月五日  |

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

株式会社服部薬局上河原店

津山市上河原二一―一二

調剤

令和三年十二月三十一日

◎岡山県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 一 | 解除予定保安林の所在場所                        |
| 二 | 井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の一八<br>保安林として指定された目的 |
| 三 | 水源の涵養<br>解除の理由                      |
| 三 | 道路用地とするため                           |
| 一 | 解除予定保安林の所在場所                        |
| 二 | 井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の一八<br>保安林として指定された目的 |
| 三 | 土砂の流出の防備<br>解除の理由                   |
| 三 | 道路用地とするため                           |

◎岡山県告示第四十三号

令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第四十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市中区高屋二一九一〇

岸本 吉正

岡山市南区阿津二六〇一三

大元 智朗

二 加入区

岡山

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

岡山市漁業協同組合

四 縦覧期間

令和四年二月一日から同年二月十五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上二ヶ小鎌線
- 三 道路の区域

| 区 域                                                        | 新 旧 別 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------------------------|-------|---------------|---------------|
| 久米郡久米南町山手字勝幸坂一三〇三番<br>一地从から<br>久米郡久米南町山手字東屋前一二七六番<br>三地先まで | 新     | 八・七〃<br>一七・六  | 一〇・三          |
| 久米郡久米南町山手字勝幸坂一三〇三番<br>一地从から<br>久米郡久米南町山手字東屋前一二七六番<br>三地先まで | 旧     | 八・七〃<br>一七・六  | 一〇・三          |

〔三七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 江良工区

二 換地処分年月日

令和四年一月七日

〔三八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において  
準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があ  
った。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出者

総社市長

二 地区名

総社第二地区 黒尾工区

三 換地処分年月日

令和四年一月十八日

〔三九〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 令和四年三月十六日（水曜日） 午前十時から午後五時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を所管する県民局農林水産事業部森林企画課へ令和四年三月九日（水曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講手数料

1 受講申込書に、一万四千百七十円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 納付した受講手数料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔四〇〕 令和三年十二月二十一日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

令和四年二月一日

中止する公聴会

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

|                            |                    |                          |
|----------------------------|--------------------|--------------------------|
| 公聴会に係る都市計画の案               | 公聴会の日時             | 公聴会の場所                   |
| 岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び臨港地区の変更 | 令和四年三月十八日午後一時三十分から | 倉敷市西中新田六四〇 倉敷市役所七階七〇一会議室 |

# 令和4年2月1日 岡山県公報 第12366号

〔四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字神明二〇八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今四丁目五一八サンフルール二〇一

栢原 修平

栢原由利奈

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月十五日岡山県指令建指第二九九号

# 令和4年2月1日 岡山県公報 第12366号

〔四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良字菊水五五八―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市酒津二四九二―一 ライフオンホイルズB二〇一

前田 尚美

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月二十六日 岡山県指令建指第三一三号

〔四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字袋ノ向一七二一、一七二二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目一五パーソナル二 二〇三号室

小倉 功

三 許可番号及び許可年月日

令和三年九月六日岡山県指令建指第二〇〇号